

## 改正建設業法が効果的に効力を発揮するために

### (1) 言葉の定義を明確にする

(例1) 工期；①発注者が決める工期 ②受注者が提案し協議のうえ契約する工期  
重要なのは「いつ・だれが・どの段階で」工期を設定するかである。

(例2) 4週8閉所；土・日曜日 104日/年、年末・年始、GW、盆休み、祝日 どこまでを含むのか

### (2) 事前計画と事後評価に明確に分けた施策とする

- ・事前計画；事業企画/設計/契約/着工の段階で適正工期を確保すること  
受注者が専門的ノウハウを活かして適正工期をフロントローディングできること
- ・事後評価；着工から竣工の段階で適正工期であることを確認すること  
単なる通報では効力発揮しないため第三者評価が必要 →違反は監督官庁へ報告  
(例) 労働基準監督署による週休二日取得状況・時間外労働時間把握

### (3) 多様な発注方式に対応できる適正工期設定とする

- ・設計施工分離方式；発注者/設計事務所が工期を定める  
(現状) 入札要綱にて指定工期提示・短工期提案の協議(発注者が工期を決めており不合理)  
(今後) 設計段階で受注者(予定者)が適正工期決定に参画できるしくみづくり
- ・共同設計・実施設計受注者・ECI方式・特定業務代行方式等の中間方式
- ・設計施工一貫方式；受注者が工期設定に早期に参画し協議できる場合  
(現状) 事前計画時に著しく短い工期を要求される場合がある  
(今後) 事後評価として適正工期の第三者評価※があることを発注者に認識して戴く

※上記第三者評価が実現した場合

### (4) 工期の見積書の運用方法を示す

- ・改正建設業法；(現行) 建設業者にのみに作成努力義務。設計施工分離方式では発注者にも義務？
- ・業界初の試みのため、混乱を避けるための細則が必要ではないか。